

新型コロナウイルス感染症による支援情報まとめ

(令和4年4月11日現在)

※【 】はお問い合わせ先

売上が減っている・・・

県内事業者緊急支援金

国の「まん延防止等重点措置」の適用延長の影響により、大きな影響を受けている県内全域のすべての業種の中小企業・小規模事業者に対し1事業者あたり10万円を支給

◆支給要件

①R4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、基準月(H31年からR3年までのいずれかの同月)の事業収入と比較して50%以上減少

②上記①の基準月の事業収入額が10万円以上

※飲食店等協力金との併給は不可

※国の「事業復活支援金」との併給は可

※市町村の支援金との併給は市町村の要綱で制限されていなければ可

事業復活支援金

◆対象者

新型コロナの影響で、R3年11月～R4年3月のいずれかの月の売上高が、H30年11月～R3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

◆上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

◆算出式

$$\text{給付額} = (\text{基準期間} \times 1 \text{の売上高}) - (\text{対象月} \times 2 \text{の売上高}) \times 5$$

※1 H30年11月～H31年3月／R1年11月～R2年3月／R2年11月～R3年3月のいずれかの期間

※2 R3年11月～R4年3月のいずれかの期間

◆申請方法

登録確認機関による事前確認の後、申請用のWEBページから申請

◆申請締切

R4年5月31日(火)

【相談窓口 ☎0120-789-140



売上が伸びるための取組をしたい！

小規模事業者持続化補助金★

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取り組みや、その取り組みと併せて行う業務効率化(生産性向上)の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助。

◆補助対象者

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

◆補助内容

通常枠		補助額 上限 50万円 補助率 2/3
特別枠	成長・分配強化枠	賃金引上げ枠 卒業枠 補助額 上限 200万円 補助率 2/3
	新陳代謝枠	後継者支援枠 創業枠 ※「賃金引上げ枠」における赤字事業者は3/4
	インボイス枠	補助額 上限 100万円 補助率 2/3

◆「特別枠」の対象となる事業者

(1) 賃金引上げ枠	補助事業の終了時点で事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者
(2) 卒業枠	補助事業の終了時点で常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大する事業者
(3) 後継者支援枠	将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取り組みを行う後継者候補としてアトツギ 甲子園のファイナリストになった事業者
(4) 創業枠	産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者
(5) インボイス枠	2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者

◆申請受付締切

第8回 令和4年6月3日(金)

※地域の商工会で作成が必要な書類もあるので余裕をもって(締切1週間以上前まで)事前にご相談ください。

◆申請方法

郵送またはjGrants(電子申請システム)

【各地域の商工会または

宮崎県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎0985-24-2057】

ウィズコロナに対応したい！

事業再構築補助金★

思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の①～③の必須要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援
①R2年4月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(R1年又はR2年1～3月)の同3か月と比較して10%以上減少(もしくは付加価値額が15%以上減少)
②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成

◆各事業類型について

■通常枠

補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円(中小企業等)補助率3分の2(6,000万円超は2分の1)(中堅企業等)補助率2分の1(4,000万円超は3分の1)

■回復・再生応援枠

補助額100万円～従業員数に応じて1,500万円(中小企業等)補助率4分の3(中堅企業等)補助率3分の3

以下の①又は②のどちらかを満たすこと

①令和3年10月以降のいずれかの売上高が対前年または前々年の同比で30%以上減少

②中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会)等から支援を受け再生計画等を策定していること

■グリーン成長枠

以下の①～③の要件を全て満たすこと

①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成

③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

■最低賃金枠

(a)R2年10月からR3年6月までに3か月以上最低賃金+30円以内で雇用する従業員が全従業員の10%以上

(b)R2年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同比で30%以上減少(もしくは付加価値額が45%以上減少)

■大規模賃金引上げ枠

補助事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度1.0%以上)増員

◆公募締切 R4年6月30日(木) 18:00

【コールセンター ☎0570-012-088(ナビダイヤル)

IP電話03-4216-4080】

革新的な取組にチャレンジしたい！

ものづくり・商業・サービス

生産性向上促進補助金★

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善のための設備投資等を支援。

業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して新たに、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠を設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援。

◆補助率

<一般型>

通常枠:補助対象経費の2分の1(中小企業)

または3分の2(小規模事業者)

回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠:補助対象経費の3分の2

<グローバル展開型>

補助対象経費の2分の1(中小企業)

または3分の2(小規模事業者)

◆補助上限額

<一般型>

通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠:750万円～1,250万円

グリーン枠:1,000万円～2,000万円

<グローバル展開型>3,000万円

◆申請期限

10次締切 R4年5月11日(水)17時

融資を受けたい・・・

新型コロナウイルス特別貸付

利子補給により実質無利子・無担保で融資が可能

【(株)日本政策金融公庫各支店】

※利子補給について

◆期間 借入後当初3年間(最長)

◆補給対象貸付上限額

中小事業・商工中金等3億円 国民事業6,000万円

◆申請について

貸付を行った金融機関等から申請書類を受け取り、自ら郵送またはオンラインで申請。

◆申請締切 R5年2月28日(火)

【利子補給制度事務局 ☎0570-060515】

記載している情報の詳細は、必ずHPなどでご確認ください。

★・・・事前に「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要。発行までに早くても1週間程度かかります。(小規模事業者持続化補助金の<一般型>は郵送での申請も可)